

# 不邪淫戒再考

——風俗通いは許される？——

岩 井 昌 悟

## 0. はじめに

不邪淫戒は一般的に配偶者以外との性的関係を断つこととして理解されているが<sup>1)</sup>、聖典に見られる「邪淫者 (kāmesumicchācārī) になるのは、①母に守られている (māturakkhitā)、②父に守られている (piturakkhitā)、③母・父に守られている (mātāpiturakkhitā)、④兄弟に守られている (bhāturakkhitā)、⑤姉妹に守られている (bhaginirakkhitā)、⑥親族に守られている (ñātirakkhitā)、⑦姓に守られている (gottarakkhitā)、⑧法に守られている (dhammarakkhitā)、⑨主人のいる (sassāmikā)、⑩杖罰を伴う (saparidaṇḍā)、乃至花束に囲われている (antamaso mālāguḷaparikkhitā)、このような〔女人〕たちと交わったらである」<sup>2)</sup> という規定は、はたして配偶者以外のすべての女人を含意しているであろうか。

配偶者以外との関係を拒むなら、何故、ジャイナ教の在家信者が守る *aṇuvvaya* (*anuvrata*) で用いられる「己の妻に満足すること」(*sadārasantosa*) といった表現がここに採用されなかったのか<sup>3)</sup>。敢えて異なる表現を用いているところから、違う内容を意図していると考えべきではないであろうか<sup>4)</sup>。

どうやらこの規定は、誰かの所有になっている女人と関係をもつことをいけないと言っているのであって、不邪淫戒は離不与取戒とセットなのかもしれない。

実は本稿の副題のような疑問は *Upāsakajanālaṅkāra* (*Upja*) に起因する。この文献は、後述するように、明確に「保護者の許可による接近において、(男女) 両者ともに邪行はない」とか、「主人の廃棄なしの違犯において己 (女人) にも邪行を与える」などと主張する。

## 1. 女人の種類

「はじめに」に挙げた女人の種類のリストは、MN I 286 と MN III 46 と AN V 264 に全く同文で示されている<sup>5)</sup>。これに対応するリストは漢訳阿含にもある。

(218)

## 不邪淫戒再考 (岩 井)

『中阿含』「思経」(大正 1, 437c) : 三曰邪淫。彼或有父所護。或母所護。或父母所護。或姉妹所護。或兄弟所護。或婦父母所護。或親親所護。或同姓所護。或為他婦女有鞭罰恐怖。及有名假賃至華鬘親犯如此女。

『雜阿含』1039 (大正 2, 271b-c) : 行諸邪淫。若父母兄弟姉妹夫主親族。乃至授花鬘者。如是等護以力。強干不離邪淫。……離於邪淫。若父母護。乃至授一花鬘者。悉不強干起於邪淫。

ところで諸アッタカターによれば、女人の種類は以下のように 20 種に増やされている。

そこで男たちが「近づくべきではない処」(agamanīyaṭṭhānam) とは、まず①母に守られている、②父に守られている、③母・父に守られている、④兄弟に守られている、⑤姉妹に守られている、⑥親族に守られている、⑦姓に守られている、⑧法に守られている、⑨自ら守っている (sārakkhā)、⑩杖罰を伴うという「母に守られている」などの 10 種〔の女人〕と、⑪財で買って住まわせている (dhanakkīṭā)、⑫自分のことを好いでいるので住まわせている (chandavāsini)、⑬財を与えて住まわせている (bhogavāsini)、⑭衣服を与えて住まわせている (paṭavāsini)、⑮水鉢に 2 人が手を入れる儀式で誓いを立てて住まわせている (odapattakini)、⑯〔頭に荷をのせるための〕あてもものを取り去って住まわせている (obhatacumbaṭā)、⑰奴隷女であり妻でもある (dāsī ca bhariyā ca)、⑱雑役女であり妻でもある (kammakārī ca bhariyā ca)、⑲戦利品の (dhajāhaṭā)、⑳臨時の (muhuttikā) という、これら「財で買って住まわせている」等の 10 種で、20 種〔の女人〕である。女人たちの中、「自ら守っている」と「杖罰を伴う」の 2 種と「財で買って住まわせている」等の 10 種という 12 種の女人には他の男がいる<sup>6)</sup>。

先の聖典のリストとの違いは、⑨「主人のいる」(sassāmikā) が「自ら守っている」(sārakkhā) に入れ替わり、「乃至花束に囲われている」(antamaso mālāguḷa-parikkhittā) がなくなって、⑪～⑳が加えられていることである。

アッタカターで加えられたものは、Vin の僧残法の「媒嫁戒」、すなわち「いずれの比丘といえども、男女の媒介をなすならば、(すなわち) 男子の意を女人 (itthi) に伝え、あるいは女人の意を男子に伝え、結婚、あるいは私通を (成ぜしめるならば)、乃至暫時のもの (antamaso taṅkhanikā) であっても僧残である」という規定中の「女人」(itthi) の定義から持ち込まれたものであることは明らかである。ここでは 20 種が「10 種の女人」(dasa itthiyo) と「10 種の妻」(dasa bhariyāyo) に分けられ、「10 種の女人」は、①母に守られている、②父に守られている、③母・父に守られている、④兄弟に守られている、⑤姉妹に守られている、⑥親族に守られている、⑦姓に守られている、⑧法に守られている、⑨自ら守っている (sārakkhā)、⑩杖罰を伴う (saparidaṇḍā) 〔女人〕とされ、「10 種の妻」(dasa bhariyāyo) は、〔男が〕⑪財で買って住まわせている、⑫自分のことを好いでいるので住まわせてい

る、⑬財を与えて住まわせている、⑭衣服を与えて住まわせている、⑮水鉢に2人が手を入れる儀式で誓いを立てて住まわせている、⑯〔頭に荷をのせるための〕あてもものを取り去って住まわせている、⑰奴隷女であり妻でもある、⑱雑役女であり妻でもある、⑲戦利品の、⑳臨時の〔妻〕とされている<sup>7)</sup>。

㉑の「臨時の〔妻〕」は Vin の pāṭimokkha 条文中の「暫時の〔妻〕」(taṅkhaṇikā) と同じである<sup>8)</sup>。漢訳律にも対応するリストがある<sup>9)</sup>。

ここで㉑について、ニカーヤでは「主人のいる」(sassāmikā) であったものが、Vin と諸アッタカターで「自ら守っている」(sārakkhā) に入れ替わっていることについて考察しておく。Vin 自身の定義によると、「自ら守っている」は「すでに胎内にあるときに“これは私のものである”と捕えられた〔女人〕」(gabbhe pi pariggahitā hoti—mayhaṃ esā ti) と定義されている。そしてここに、先に出た「乃至花束に囲われている〔女人〕」(antamaso mālāguḷaparikkhittā pi) が加えられている。MN-a の「主人のいる」の定義は、

同類の〔二〕家が妊娠があった時に「もし私にできた子が息子で、あなたにできた子が娘であったら、他に行かせないで、必ず私の息子のものにしてください」と約束する。このようにしてすでに胎内にある時に捕えられているのが「主人のいる (sassāmikā) 〔女人〕」である<sup>10)</sup>。

となっており、「主人のいる」と「自ら守っている」が同義であることになる。

因みに「乃至花束に囲われている〔女人〕」は MN-a で、

「乃至花束に囲われている」〔女人〕とは、彼女が、最低限度、誰かが「彼女は私の妻になるであろう」と考えて、彼女の上に花環を投げ、花環でだけでも囲われている女人である<sup>11)</sup>。

と定義されている。前もって誰かに確保されている女人という意味で、「主人のいる」「自ら守っている」と同列に扱われているのであろう。

“sārakkhā”をどう読めば「主人のいる」の意味になるのか不明である。諸漢訳律がリストに「自護」を挙げ、『五分律』(大正 22, 12c) は「自護者。自得自在。自与自奪」とし、『摩訶僧祇律』(大正 22, 272c) は「自護者。有女人無父母親里。自作生活持戒自護」とし、『四分律』(大正 22, 583a) は「自護者身得自在」とし、いわゆる自立している女人と捉えていることから、Vin の解釈は本来のものではあるまい。「主人のいる」(sassāmikā) と「自ら守っている」(sārakkhā) が入れ替わったのは、Vin では「10種の妻」(dasa bhariyāyo) が加えられたために「主人のいる」が不必要になっていることは理解できるが、これ以上のことは不明である。

(220)

不邪姪戒再考 (岩 井)

尚 Vin と諸漢訳律とで解釈が大幅に異なるものは他に、⑧「法に守られている」がある。『五分律』(大正 22, 12c) では「法護者. 正法出家修行梵行」, 『四分律』(大正 22, 583a) では「法護者修行梵行」として比丘尼を指している。『根本有部律』は「王法護」と「有法護」の 2 つを出し、前者が先の「自護」に、少し異なるが後者が「法護」にあたるようである<sup>12)</sup>。ところが Vin は「法を同じくする者たちが守っている [女人]」<sup>13)</sup> とする。

## 2. Upja の見解

Upja は「近づくべきではないもの」(agamanīyavatṭhu) として先に見た諸アッタカターと Vin と同一の 20 種の女人を挙げ (ただし “itthi” と “bhariyā” を区別していない)、定義についてもほとんど異なるところはない。しかし先に見た資料には見られなかった新しい見解が明確に示されている<sup>14)</sup>。

それら (20 種の女人) の中、「母に守られている」から「法に守られている」までの 8 種は、保護者たちの許可なしの違反において、男に邪行を与える。しかし彼女らには邪行はない。保護者の許可による接近において、[男女] 両者ともに邪行はない。「自ら守っている」以下 12 種の妻らは主人の廃棄なしの違犯において己 (女) にも邪行を与える (男にはもちろんある)。……主人の廃棄において両者ともに邪行はない<sup>15)</sup>。

保護下にある女性の場合、保護者の許可があれば、近づいても邪行にはならず、妻の場合は夫が捨てていれば邪行にならないという。ヴェッサンタラ王によるマッデーの布施はこのような思考を背景に成り立つのかもしれない。

## 3. 特に遊女について

近づくべきではない女人の中に遊女が全く言及されていない。遊女には近づいてもよいのであろうか。Sn に以下の偈がある。

自身の妻たちに満足せず、遊女と交わり、他人の妻と交わる、これは破滅への門である<sup>16)</sup>。

Sn-a は

「己の妻に」とは「自身の妻に」である。自身の妻に満足せず、遊女たちと交わり、同様に他人の妻と交わる者は、遊女たちに財を与えて、他人の妻に仕えることによって王の杖罰等によって破滅するのみである。

と註釈する<sup>17)</sup>。

しかし対応する漢訳資料では、以下のように、遊女は許容範囲のように扱われている。

『雜阿含』(大正 2, 28c) : 自棄薄其妻 又不入姪舍 侵陵他所愛 当知領群特。

『別訳雜阿含』(大正 2, 467c) : 捨自己妻及姪女 邪姦他婦無所避 如是亦名旃陀羅。

遊女と関係しても邪姪にならないと明記するのは『成実論』(大正 32, 304c-305a) である。

問曰。姪女非婦与之行姪。云何非邪姪。答曰。少時為婦。如比尼中說是少時婦乃至以一鬢遮故。

先に見た「臨時の〔妻〕」「暫時の〔妻〕」は、南方上座部の見解では、少しの間でも誰かの妻(愛人のようなものであろう)になっている間は、近づいてはならないという意であるらしいが<sup>18)</sup>、ここでは、買った遊女を少しの間でも妻と見なし、それゆえ邪姪にならないとしているのであろう。視点が異なっている。しかもここに「乃至花束に囲われている〔女人〕」を加えている。Vin は「乃至花束に囲われている〔女人〕」を「自護」(sārakkhā) の後に加えていたから、伝承が全く異なっている。

なお『大智度論』(大正 25, 156c) に「如是種種乃至以華鬢与姪女為要。如是犯者名為邪姪。」とあり、遊女と関係すると邪姪であると明記している。

#### 4. おわりに

中村(1995, 496)は遊女であるアンバパーリーが不邪淫戒を含む五戒を守ることが推奨される優婆夷になったという記事が矛盾を含むことを指摘し、そこから「アンバパーリーは確かに五戒を守っていなかった。……五戒を必ずしも守っていなくても仏教徒でありうる、ということになる。風俗営業に従事している女たちでも、仏教信仰をいだきうる」と論じている。

遊女が不邪淫戒を守れるはずがないという前提で論じられた結果であろうが、以上に見てきたように、そうとは言い切れないことが明確であろう。

『俱舍論』に出家者には不姪戒が課せられているのに、在家者にはなぜ不邪淫戒なのかという問いが立てられ、それへの答えは邪姪は世からひどく責められ、他の妻を侵害して悪趣に堕ちるが、姪一般がそうではなく、また在家者にも不邪淫戒なら守りやすいが不姪戒は守りがたいという<sup>19)</sup>。

不邪淫戒は理想ではなく、最低限のところまで規定していると見ることができよう。また理想を言うならば、八齋戒が推奨される以上、在家者にも不姪が推奨されていることは言うまでもない。

- 1) 例えば中村 (1995, 492) 参照。
- 2) MN I 286. Cf. 片山 (2000, 300) ; MN III, p. 46. Cf. 片山 (2001, 217) ; AN V 264. なお以下、本稿において特に言及がない場合、パーリ語テキストは *Chatṭha Saṅgāyana Tipiṭaka 4.0* (CST 4.0; Text copyright © 1995 Vipassana Research Institute) にもとづく。但し示した巻・頁は PTS のテキストのものである。
- 3) *Uvāsagadasāo*, ed. A. F. Rudolf Hoernle (Calcutta: The Baptist Mission Press, 1890), pp. 8–9. 5つの *aṇuvvaya* は①粗暴な殺生を拒む (*thūlagam paṇāvāyaṃ paccakhāi*), ②粗暴な嘘を拒む (*thūlagam mūsāvāyaṃ p.*), ③粗暴な不与取を拒む (*thūlagam adinṇādānaṃ p.*), ④己の妻に満足するという制限をつくる (*sadārasantosīe parimāṇaṃ karei*), ⑤欲求の仕方を制限する (*icchāvihiparimāṇaṃ karemae*). なお④は詳細には *tayāṇantaram ca ṇaṃ sadārasantosīe parimāṇaṃ karei. nannattha ekkāe sivanandāe bhāriyāe avasesaṃ savvaṃ mehuṇavihiṃ paccakkhāmi*// 「つづいてこの己の妻に満足するという制限を私は設定します。そのとおりにひとりのシヴァンダーという妻を除くすべての交わりを私は拒みます」という誓い方になっている。中村 (2006, 378–379) 参照。
- 4) AN III 348, AN V 138–139 に「イシダッタは己の妻に満足する非梵行者であった」(*isidatto abrahmacārī ahoṣi sadārasantuṭṭho*) とあるので、“*sadārasantuṭṭho*” という表現を知りながら、敢えて五戒の規定に用いなかったと言える。
- 5) ただし PTS 版では MN に *gottarakkhita* と *dhammarakkhitā* が落ちている。AN では *dhammarakkhitā* が落ちている。ビルマ版では MN と AN に違いはなく同一である。
- 6) DN-a III 1048, 片山 (2006, 305) 補註 124 参照, MN-a I 199, SN-A II 145, Vv-a 72 等。It-a. II 52 は文面は少し異なるが同様のことを述べる。*Upāsakajanālaṅkāra* (Upja), ed. H. Saddhatissa (London: PTS, 1965), pp. 178–179. 浪花 (1987, 232) 参照。
- 7) Vin III 139–144. 平川 (1993, 421–436) 参照。
- 8) Vin III 140: ***muhuttikā*** nāma taṅkhaṇikā vuccati.
- 9) 詳細は平川 (1993, 426–430) 参照。
- 10) MN-a II 330: *sabhāgakuḷāni pana kucchigatesu pi gabbhesu katikaṃ karonti—“sace mayhaṃ putto hoti, tuyhaṃ dhītā, aññattha gantuṃ na labhissati, mayhaṃ puttass’ eva hotū” ti. evaṃ gabbhe pi pariggahitā sassāmikā* nāma. 片山 (2000, 453) 参照。
- 11) 同上: *antamaso mālāguṇaparikkhittāpī* ti yā sabbantimena paricchodena, “*esā me bhariyā bhavissatī*” ti saññāya tassā upari kenaci mālāguṇaṃ khipantena mālāguṇamattenā pi parikkhittā hoti.
- 12) 『根本有部律』(大正 23, 686c): 云何王法護。若女人親族並無唯有一身。由王法故無人敢欺。是名王法護。又有法護者。若有女人孀居守節潔行貞心。人不欺犯。是名法護。
- 13) Vin III 139: ***dhammarakkhitā*** nāma sahadhammikā rakkhanti gopenti issariyaṃ kārenti vasaṃ vattenti.
- 14) Upja, pp. 178–179. 浪花 (1987, 232) 参照。
- 15) Upja, p. 179: *etāsu māturakkhitādayo dhammarakkhitāvasānā aṭṭha rakkhakānaṃ anuññāya vinā vītikkamesu purisassa micchācāraṃ bhajanti. tāsaṃ pana n’ atthi micchācāro, rakkhakānaṃ anuññāya upagame ubhinnaṃ pi n’ atthi micchācāro ti. sārakkhādayo pana dvādasa-*

bhāriyā sāmikassa pariccāgam antarena vītikkame sayam pi micchācāraṃ bhajanti . . . sāmikassa pariccāge ubhinnaṃ pi n' atthi micchācāro.

- 16) Sn v. 108. *sehi dārehi asantuṭṭho, vesiyāsu padussati; dussati paradāresu, taṃ parābhavato mukhaṃ.* この偈の解釈に関する諸問題については村上・及川 (1985, 419–420, 431 の註 25) 参照。
- 17) Sn-a I 172: *sehi dārehī ti attano dārehi. yo attano dārehi asantuṭṭho hutvā vesiyāsu padussati, tathā paradāresu, so yasmā vesīnaṃ dhanappadānena paradārasevanena ca rājadaṇḍādīhi parābhavati yeva.*
- 18) Upja, p. 179: 臨時の〔妻〕とは暫時の妻であり、彼女はもし縛りがなくても、臨時的に近づくべきではない女人である (*muhuttikā nāma taṃkhaṇikā, sā yadi pi anibaddhā taṃ khaṇaṃ pana agamanīyā evā ti*)。この臨時の〔妻〕が遊女を含意し得るとすれば、遊女が誰かに買われている間は近づくべきではないことになるか。
- 19) 『俱舍論』(大正 29, 77a): 論曰。唯欲邪行世極訶責。以能侵毀他妻等故。感惡趣故非非梵行。又欲邪行易遠離故。諸在家者耽著欲故離非梵行難可受持。觀彼不能長時修學故不制彼離非梵行。舟橋 (1987, 188–189) 参照。

〈参考文献〉

- 片山一良 2000 『中部根本五十經篇 II』 大蔵出版。  
 片山一良 2001 『中部後分五十經篇 I』 大蔵出版。  
 片山一良 2006 『長部パーティカ篇 II』 大蔵出版。  
 中村元 1995 『原始仏教の生活倫理』 中村元選集〔決定版〕第 17 卷, 春秋社。  
 中村元 2006 『思想の自由とジャイナ教』 中村元選集〔決定版〕第 10 卷, 春秋社。  
 浪花宣明 1987 『在家仏教の研究』 法蔵館。  
 平川彰 1993 『二百五十戒の研究 I』 春秋社。  
 舟橋一哉 1987 『俱舍論の原典研究 業品』 法蔵館。  
 村上真完・及川真介 1985 『仏のことば註 (一)』 春秋社。

〈キーワード〉 邪婬, *Upāsakajanāṅkāra*

(東洋大学准教授, 博士 (文学))